

議案第 1 号

野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和63年野田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、地域手当」を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「及びこれに対する地域手当の月額合計」を削る。

附則第9項後段を削る。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。

提案理由

野田市特別職報酬等審議会の答申を受け、常勤の特別職の職員に対する地域手当の支給を廃止しようとするものである。

参考資料

野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例 (昭和63年野田市条例第2号)

改 正 案	現 行
<p>(給与)</p> <p>第2条 特別職の職員に支給する給与は、給料及び期末手当(以下「給与」という。)とする。</p> <p>第4条 削除</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の212.5」と読み替え、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「特別職の職員が受けるべき給料の月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (令和3年1月から令和4年3月までの間における給与の額の特例)</p> <p>9 令和3年1月から令和4年3月までの間における特別職の職員の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額から100分の2に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 特別職の職員に支給する給与は、給料、<u>地域手当</u>及び期末手当(以下「給与」という。)とする。</p> <p>(地域手当)</p> <p>第4条 <u>地域手当の月額は、その給料月額に一般職の職員に対して支給する地域手当の割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の212.5」と読み替え、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「特別職の職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する<u>地域手当の月額の合計</u>に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (令和3年1月から令和4年3月までの間における給与の額の特例)</p> <p>9 令和3年1月から令和4年3月までの間における特別職の職員の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額から100分の2に相当する額を減じた額とする。<u>地域手当の額を算出する場合における給料月額についても、同様とする。</u></p>